

大津市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)に対する医療体制検討部会委員の質問・意見と対応

(1) 御意見を踏まえて計画に反映したもの

	修正箇所		意見等	対応
	頁	項目		
1	P34	実施体制	【素案記載内容】 第3節（対応期）3-1-2に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、滋賀県及び県内の他市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。（保健所） 【意見】 他市町村→他市町に変更をお願いします。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 ③第3節（対応期）3-1-2に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、滋賀県及び県内の他市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。 ↓ ③第3節（対応期）3-1-2に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、滋賀県及び県内の他市町と事前に調整し、着実な準備を進める。
2	P34	実施体制	素案記載内容 ④（～省略～）滋賀県を含めた三者協定に基づき、感染症試験研究等機関等の民間機関に対する協力を依頼する。 意見 「感染症試験研究等機関」は感染症法第15条第16項に規定されるものであり、感染症法36条の6に基づく「検査等措置協定」を締結している民間検査機関は異なるものです。協定に基づき要請できるものは「PCR検査」であり、事前の体制整備や人材確保等の観点から「協定に基づく要請」はできないものと思料されます。 県の行動計画では、感染症法第63条の3第1項に基づく知事の総合調整権限を具体的に記載したものととなります。大津市の行動計画に記載する必要がある場合は、感染症法第63条の3第2項に基づき、知事へ総合調整を行うよう要請することが妥当であると考えます。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 ④事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、滋賀県を含めた三者協定に基づき、感染症試験研究等機関等の民間機関に対する協力を依頼する。 ↓ ④事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、感染症法第63条の3第2項に基づく総合調整を行うよう滋賀県知事に要請する。
3	P35	実施体制	素案記載内容 準備期における検討等に基づき、必要に応じて大津市健康危機管理対策協議会（以下「市対策協議会」という。）又は同協議会専門部会等を開催し、市及び関係機関・団体における対策の実施体制を強化し、初動期の新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。 意見 県の行動計画では、「必要に応じて県連携協議会等を開催し」と記載しているところから、都道府県連携協議会は感染症法第10条の2に保健所設置市も含めて組織するとされていることから、「県連携協議会が開催された場合に参画すること」の記載をお願いします。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 取組の概要 （省略） そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて大津市健康危機管理対策協議会（以下「市対策協議会」という。）又は同協議会専門部会等を開催し、市及び関係機関・団体における対策の実施体制を強化し、初動期の新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。 ↓ そのため、滋賀県連携協議会が開催された際に参画するとともに、必要に応じて大津市健康危機管理対策協議会（以下、「市対策協議会」という。）又は同協議会専門部会等を開催し、市及び関係機関・団体における対策の実施体制を強化して初動期の新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

4	P35	実施体制	素案記載内容 また、市対策本部の設置検討にあわせ、保健医療活動の総合調整等を行うために市対策本部内に設置する保健所対策本部についても設置を検討する。 意見 コロナ禍では、コロナにかかった高齢者のもとにヘルパーが訪問できなくなったことにより、訪問看護が入った事例がありました。さらに、訪問看護が入れない場合は、症状的には入院不要であっても、介護サービスが受けられないことにより、入院せざるを得ない状況となり、結果として医療のひっ迫を招くことがありました。また、コロナ対応後期では、入院は原則、酸素投与が必要な方に限られていたため、軽症患者は施設内で療養いただく状況まで医療がひっ迫している状況にありました。 上記のように、介護サービスを継続して実施できる体制を構築することにより、医療のひっ迫を抑え、結果として多くの市民の生命を救うことにつなげていくため、有事に訪問介護事業所や高齢者施設等を支援できるように、平時から保健部局（保健所）と福祉部局（介護保険所管課など）を連携する仕組みを検討され、行動計画に記載をお願いします。	第10章「保健」の対応期（P92）に下記のとおり追記します。具体的な連携内容については、計画改定後、マニュアル等の作成または健康危機対処計画（感染症編）の改定の中で検討します。 3-1. 保健所対策本部体制への移行 ②保健所対策本部は、保健医療活動の総合調整を行うとともに、福祉関係課と密接に連携し感染症対応にあたる。
5	P38	実施体制	素案記載内容 政府対策本部、滋賀県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。 意見 「政府対策本部、滋賀県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。」とあるが、特措法第37条の規定に基づき、市町村対策本部の廃止は「新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示がされたとき」です。緊急事態宣言が終了した以降も、市独自の対策本部を継続することを想定されている場合、整理が必要と考えます。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 3-2. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制 政府対策本部、滋賀県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。 ↓ 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示）があったときは、遅滞なく特措法に基づく市対策本部を廃止し、必要に応じて任意設置の市対策本部に移行する。
6	-	情報収集・分析	【素案記載内容】 1-5. 情報の公表に関する役割分担 市民、報道機関への情報収集・分析から得られた情報や対策の公表に関し、感染症危機の発生時に混乱が生じないよう、公表の基準及び役割分担についてあらかじめ滋賀県と整理する。（保健所） 【意見】 公表の基準については、令和7年7月2日付事務連絡厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課より「新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表の考え方について」で示されているように、「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」の章において記載する項目であると考えます。 なお、公表基準については当事務連絡にありますとおり、国から示される予定であることから、貴市と本県において改めて協議することはないと考えられます。	御意見を踏まえ、当該記載は削除します。

7	P51	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	素案記載内容 市として一元的な情報管理、情報提供・共有を行うことができるようあらかじめ感染症等に関する情報の管理責任者を定める等情報管理体制を構築するとともに、関係部局が行う情報提供・共有の方法等を整理する。 なお、メディア対応については、滋賀県と本市であらかじめ役割確認をした上で、広報担当者を定めておく。（政策調整部、総務部、保健所） 意見 県行動計画においては、「② 県として一体的かつ整合的な情報提供・共有を行うことができるよう努めるとともに、関係部局が行う情報提供・共有の方法等を整理する。（知事公室、健康医療福祉部、関係部局）」と記載しており、この項目においては「整合的な」情報提供・共有を行うことが大きな目的であると思料されます。 コロナ禍においては、株の変異とともに療養方針が変更され、「原則入院」のフェーズから「軽症者は自宅や施設での療養が原則」のフェーズまで推移しましたが、当然それに伴う支援が必要となり、社会福祉施設等の職員や利用者・家族も含めた住民に情報提供を行う必要となりました。そのため、大津市で実施される各種新型インフルエンザ等対策（感染管理等の保健事業に留まらず、自宅・施設療養体制の支援や経済対策、人権侵害対策など）と整合性を確保して実施することが求められるため、「整合的」といったキーワードを入れることをご検討ください。 なお書きに、メディア対応についてとありますが、これは「個別事例情報の公表の考え方」についてのことを指すのでしょうか。コロナ対応時には、平時から「公表の考え方」が整理されておりませんでしたので、暫定的に県で実施しましたが、感染症法16条に基づく公表は、本来、積極的疫学調査を行った地方公共団体が実施するものであり、令和7年7月2日付厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課事務連絡「新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表の考え方について」により、公表の考え方が示されておりますので、保健所設置市としてメディア対応も含めた有事の情報提供体制を平時から検討をお願いしたいと考えております。現在、大津市と県で協議中であることから、記者会見等の役割を定めておくため、「なお、メディア対応については、滋賀県と本市で実施方法を協議しておく。」などに留めていただきますようお願いいたします。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 ②市として一元的な情報管理、情報提供・共有を行うことができるようあらかじめ感染症等に関する情報の管理責任者を定める等情報管理体制を構築するとともに、関係部局が行う情報提供・共有の方法等を整理する。 なお、メディア対応については、滋賀県と本市であらかじめ役割確認をした上で、広報担当者を定めておく。 ↓ ②市として一元的な情報管理及び整合性のある情報提供・共有を行うことができるようあらかじめ感染症等に関する情報の管理責任者を定める等情報管理体制を構築するとともに、関係部局が行う情報提供・共有の方法等を整理する。 なお、メディア対応については、滋賀県と本市で実施方法を協議しておく。
8	P62 P35	まん延防止実施体制	素案記載内容 緊急事態宣言があった場合は、直ちに市対策本部を設置するとともに、同本部内に保健所対策本部を設置する。また、本市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。 意見 実施体制・初動期に、政府対策本部・県対策本部の市対策本部の設置の検討が記載されており、まん延防止の章において記載する特措法第34条に基づき設置される市対策本部の記載と整合性の確保が必要です。 政府対策本部・県対策本部の設置直後に、市対策本部を設置する場合は、特措法に基づかない、大津市独自施策となり、まん延防止の項に記載する場合は特措法に基づくものでよろしいか、伺います。異なるものであれば、名称が同じであるため、例えば「任意で設立する市対策本部から特措法に基づく市対策本部への移行」などの文言を追記したほうがよいかと思います。 また、「政府対策本部の設置前であっても大津市危機警戒本部を設置する。」と記載されていますが、県の対策本部の設置は特措法第22条において、「政府対策本部が設置されたときに都道府県対策本部を設置しなければならない」とされている一方で、特措法第34条には市町村対策本部は新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときとあり、特措法上の「政府対策本部」と「市町村対策本部」は設置するタイミングが異なることから、「政府対策本部の設置前であっても」といった記載は不要かと考えます。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 3-2. 緊急事態宣言への対応（P62） 緊急事態宣言があった場合は、直ちに市対策本部を設置するとともに、同本部内に保健所対策本部を設置する。また、本市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。 ↓ 緊急事態宣言があった場合は、特措法に基づき設置する市対策本部内に保健所対策本部を設置する（緊急事態宣言前に任意で市対策本部を設置している場合は特措法に基づく対策本部に移行する）とともに、同本部内に保健所対策本部を設置する。また、本市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。 （P35） ③一般相談のコールセンターを設置する必要がある等、発生した感染症が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性が相応に高まった場合は、政府対策本部の設置前であっても大津市危機警戒本部を設置する。 ↓ ③一般相談のコールセンターを設置する必要がある等、発生した感染症が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性が相応に高まった場合は大津市危機警戒本部を設置する。

9	P71	医療	素案記載内容 地域の医療資源（医療人材や病床等）には限りがあることを踏まえ、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制を確保する。また、平時から医療機関等と連携して訓練や研修を実施するとともに、市対策協議会において有事の際の地域の医療提供体制に係る準備と合意形成を図り、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう、滋賀県と連携して支援する。 意見 有事の感染症医療提供体制の確保は、感染症法第36条の2・第36条の3に基づき、都道府県で実施することとされています（※1）。保健所設置市である大津市には、県で整備する医療提供体制の実効性を確保するために、医療機関支援等が求められています。 そのため、医療提供体制の確保については、保健所設置市で直接実施されることはなく、また書き以降についても、「市対策協議会において有事の際の地域の医療提供体制にかかる準備と合意形成を図り、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう、滋賀県と連携して支援する。」と記載がありますが、県行動計画には「県連携協議会や保健所における会議等を活用し、（～以下略～）」とありますので、「県連携協議会で協議された有事の医療提供体制について、市対策協議会においても医療機関や関係団体と合意形成を図り、支援する。」などに修正をお願いします。（県の連携協議会には大津市も参画されており、市の対策協議会で医療提供体制について議題とする場合は大津市からご説明いただきますようお願いいたします。）	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 （1）取組の概要 地域の医療資源（医療人材や病床等）には限りがあることを踏まえ、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制を確保する。 また、平時から医療機関等と連携して訓練や研修を実施するとともに、市対策協議会において有事の際の地域の医療提供体制に係る準備と合意形成を図り、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう、滋賀県と連携して支援する。 ↓ （1）取組の概要 地域の医療資源（医療人材や病床等）には限りがあることを踏まえ、県連携協議会で協議された有事の医療提供体制について、市対策協議会においても医療機関や関係団体と合意形成を図り、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援する。
10	P72	医療	素案記載内容 また、本市感染症予防計画に基づく医療提供体制が（～省略～） 意見 ※1記載のとおり、医療提供体制の整備は都道府県の役割とされますので、「本市感染症予防計画に基づく医療提供体制が」とありますが、保健所設置市の予防計画では医療提供体制の記載がありませんので、修正をお願いします。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 1-5. 協議会等の活用 ①新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、滋賀県連携協議会等に参画し、滋賀県や医療機関、消防機関、高齢者施設等との連携を図る。 また、本市感染症予防計画に基づく医療提供体制が有事において適切に確保できるよう、同協議会等で相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した方の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や高齢者施設等における重症者対応、集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理し、課題があれば改善を図る。 ↓ ①新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、滋賀県連携協議会等に参画し、滋賀県や医療機関、消防機関、高齢者施設等との連携を図る。 また、同協議会等で相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した方の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や高齢者施設等における重症者対応、集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理し、課題があれば改善を図る。
11	P73	医療	素案記載内容 2-1. 医療提供体制の確保 意見 ※1記載のとおり、「医療提供体制の確保」というタイトルは保健所設置市が実施すべき事項ではありませんので、「医療提供体制の周知、検査体制の整備・確保」などに変更してはいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 2-1. 医療提供体制の確保 ↓ 2-1. 医療提供体制の周知、検査体制の整備・確保

12	P77	治療薬・治療法	素案記載内容 新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者や医療従事者、救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した方等に対して予防的に抗インフルエンザウイルス薬を投与する際、本市は滋賀県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を使用する。 意見 医療従事者の予防投与の実施者は、保健所ではなく「医療機関及び検疫所等」とされているほか、「初動期及び対応期の早期に、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う際には、国及び都道府県の備蓄薬を使用できる」とガイドラインに示されています。 「本市が初動期や対応機早期に、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した方等に対して予防投与する際は、国及び滋賀県の備蓄薬を使用する。」などに記載の修正の検討をお願いします。 県行動計画では初動期において、「県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。」と記載しておりますが、これは「県は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者または救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。」を受けて記載しています。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 1-3. 抗インフルエンザウイルス薬の使用に向けた準備 新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者や医療従事者、救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した方等に対して予防的に抗インフルエンザウイルス薬を投与する際、本市は滋賀県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を使用する。そのため、有事において混乱することがないように、有事における受領・管理方法を含めた使用方法等について、平時から滋賀県と確認・共有しておく。（保健所） ↓ 本市が初動期や対応機早期に、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した方等に対して抗インフルエンザウイルス薬を予防投与する際は、国及び滋賀県の備蓄薬を使用する。 そのため、有事において混乱することがないように、有事における受領・管理方法を含めた使用方法等について、平時から滋賀県と確認・共有しておく。
13	P78	治療薬・治療法	素案記載内容 濃厚接触者や医療従事者、救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した方に対して、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施するとともに、有症時の対応を指導する。 意見 前項同様、医療従事者の予防投与は保健所が実施するものではありませんので、修正をご検討いただきますようお願いします。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 2-3. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合） 国、滋賀県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者や医療従事者、救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した方に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応の指導を行う。 症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。 ↓ 新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した方に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応の指導を行う。 症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。 ※ P79 3-2ほか、同趣旨の表現も修正
14	P80	検査	素案記載内容 滋賀県と連携し、本市感染症予防計画に基づき検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制等の情報を把握するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等に対応する。 意見 検査等措置協定は「感染症法に基づき」締結しており、「予防計画に基づき」締結しているものではございませんので、修正をご検討いただきますようお願いします。（予防計画では、検査措置協定の検査実施可能数の確保を目標値として掲げており、検査措置協定の締結根拠は「感染症法」になります。）	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 ③滋賀県と連携し、本市感染症予防計画に基づき検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制等の情報を把握するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等に対応する。 ↓ ③滋賀県と連携し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制等の情報を把握するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等に対応する。

15	-	検査	素案記載内容 ④検査体制を構築するため、新型インフルエンザ等の発生及びまん延時における相互協力に関する協定及び試験検査に関する協定に基づき、滋賀県と相互に協力する。（保健所） 意見 「1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化」の項目で記載されておりますが、「1-1. 検査体制の整備」に記載する内容かと思料されますが、7月末現在で、大津市と県で新型インフルエンザ等の行政検査の実施体制を整備することも含めて、相互協定は協議中であるため、協定名称の記載は差し控えていただきますようお願いします。 なお、「1-1. 検査体制の整備」の項目において、「国、滋賀県と連携し、本市感染症予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制を速やかに拡大するための体制を整備する。また、（省略）」とありますことから、「連携して新型インフルエンザ等の検査の実施体制を整備する趣旨」が記載されておりますので、当内容の記載は不要かと思われます。	御意見を踏まえ、当該記載は削除します。
16	P81	検査	【素案記載内容】 ②衛生科学センター及び検査措置等協定締結機関等は、滋賀県、本市保健所等の関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。（保健所） 【意見】 衛生科学センターは県機関であるため、「衛生科学センター及び」の記載は不要かと思われます。なお、大津市の予防計画の検査目標数にも衛生科学センターの検査数が含まれていると思料しますので、「検査措置等協定締結機関等は、滋賀県、本市保健所等の関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。また、本市は衛生科学センターが実施する研修や訓練に参加し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、確認する。（保健所）」などの記載に修正をお願いします。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 ②衛生科学センター及び検査措置等協定締結機関等は、滋賀県、本市保健所等の関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。（保健所） ↓ ②検査措置等協定締結機関等は、滋賀県、本市保健所等の関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。また、本市は衛生科学センターが実施する研修や訓練に参加し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か確認する。
17	P81	検査	【素案記載内容】 ③JIHSが都道府県等、地方衛生研究所、検疫所、研究機関、学会等及び試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し実施する、検体の入手から病原体検出法の確立及びその手法を検査機関に普及する初動体制を構築するための訓練に参加する。（保健所） 【意見】 「地方衛生研究所」と記載されていますが、地域保健法第26条に基づく「地方衛生研究所等」に修正をお願いします。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 ③JIHSが都道府県等、地方衛生研究所、検疫所、研究機関、学会等及び試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し実施する、検体の入手から病原体検出法の確立及びその手法を検査機関に普及する初動体制を構築するための訓練に参加する。 ↓ ③JIHSが都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等及び試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し実施する、検体の入手から病原体検出法の確立及びその手法を検査機関に普及する初動体制を構築するための訓練に参加する。

18	P82	検査	【素案記載内容】 ①対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能にするため、本市感染症予防計画で想定している検査能力を速やかに確保するよう、滋賀県と連携し、衛生科学センターや検査等措置協定締結機関等に検査体制の充実・強化を要請する。 また、準備期の計画に基づき、検査に必要となる予算・人員を確保するとともに、必要に応じて県と協力して研修等を実施し、更なる人員確保を図る。（保健所） 【意見】 衛生科学センターは県機関であるため、要請するのは協定を締結している検査等措置協定締結機関等にしてください。記載するのであれば、「対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能にするため、本市感染症予防計画で想定している検査能力を速やかに確保するよう、滋賀県に衛生科学センターの検査体制の充実・強化を依頼する。検査等措置協定締結機関等には協定に基づき、検査体制の充実・強化を要請する。」などに記載を修正してください。 また書きについて、県行動計画では直営（衛生科学センター）の検査の体制強化を図るために記載していますが、貴市の「また、準備期の計画に基づき、検査に必要となる予算・人員を確保するとともに、必要に応じて県と協力して研修等を実施し、更なる人員確保を図る。（保健所）」はどのようなことを指しているのか、御教示ください。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 ①対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能にするため、本市感染症予防計画で想定している検査能力を速やかに確保するよう、滋賀県と連携し、衛生科学センターや検査等措置協定締結機関等に検査体制の充実・強化を要請する。また、準備期の計画に基づき、検査に必要となる予算・人員を確保するとともに、必要に応じて県と協力して研修等を実施し、更なる人員確保を図る。 ↓ ①対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能にするため、本市感染症予防計画で想定している検査能力を速やかに確保するよう、滋賀県に衛生科学センターの検査体制の充実・強化を依頼する。検査等措置協定締結機関等には協定に基づき、検査体制の充実・強化を要請する。また、準備期の計画に基づき、検査に必要となる予算・人員を確保するとともに、必要に応じて県と協力して研修等を実施し、更なる人員確保を図る。 「また、」以降の記載は、新型コロナ対応の際のように、衛生科学センターで行われる感染症に係る検査以外の検査（食中毒に係るもの等）を本市が引き受け、衛生科学センターの負担を軽減することで検査体制の充実・強化につなげていくことを想定したものです。
19	P84	保健	【素案記載内容】 また、滋賀県と本市の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援・支援の体制、市町間における役割分担の明確化、密接な連携の推進を図るとともに、得られた感染症情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報共有と連携の基盤づくりを行う。 【意見】 県行動計画は、「その際、県等の本庁と保健所の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や支援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。また（～省略～）」と記載しており、県は感染症法第16条第2項により保健所設置市以外の市町に必要な協力を求めることや同条第3項により情報の提供を行うこと、同法第44条の3第9項に基づき保健所設置市以外の市町に外出自粛や健康観察について、協力の依頼を行うことを予定しているほか、関西広域連合と協力して広報することを予定しており、その意味で「関係する地方公共団体間における役割分担を明確化」と記載しています。 一方で、保健所設置市の場合は、それらの規定がないため、「市町間における役割分担の明確化」とはどのようなことを指しているのでしょうか。保健の準備期において、当記載箇所以外に、「市町間における役割分担」の具体的記載箇所がわかりませんでした。 もっとも、保健所設置市において保健所のみで健康観察を行うことは難しいと考えられ、例えば介護保険部局を通じて高齢者施設の職員に求めることなどがありうると思いますので、「市町間における役割分担の明確化」ではなく「市（市役所内部）の関係部局との役割分担の明確化」をご検討ください。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 （１）取組の概要 （省略） また、滋賀県と本市の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援・支援の体制、市町間における役割分担の明確化、密接な連携の推進を図るとともに、得られた感染症情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報共有と連携の基盤づくりを行う。 ↓ また、業務量が急増した際の滋賀県との連携と応援・支援の体制を明確化し連携の推進を図るとともに、得られた感染症情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報共有と連携の基盤づくりを行う。

20	P94	保健	素案記載内容 滋賀県と協力し、食事の提供等、新型インフルエンザ等患者や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。（総務部、保健所） 意見 県行動計画においては、「県は、要配慮者等への自宅療養体制を整備するため、市町と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有しながら食事の提供等当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。保健所設置市である大津市も同様に要配慮者等への自宅療養体制の整備を行う。」と記載しており、県は一般市町と、連携して体制整備を行うこととなります。（感染症法第44条の3第9項）一方で、感染症法第64条で感染症法第44条の3に基づく「健康観察・外出自粛要請・生活支援」は保健所設置市の長が実施する事務と位置付けられています。そのため、保健所設置市である大津市においては、「滋賀県と協力し」という箇所については、記載不要かと思われます。（県行動計画記載の「市町との協力」は感染症法第44条の3第9項を指しており、具体的には要配慮者の対応などが保健所設置市以外の市町村にも求められる事項として記載されておりますので、例えば「福祉部局との連携」などを記載されてはいかがでしょうか。）	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 ②滋賀県と協力し、食事の提供等、新型インフルエンザ等患者や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。 ↓ ②保健所は、福祉関係課と連携し、食事の提供等、新型インフルエンザ等患者や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。
21	P98	物資	素案記載内容 ② 個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。（保健所） 意見 県行動計画においては、「県は、個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。」と記載しており、これは政府行動計画の「国は、個人防護具について必要となる備蓄品目や備蓄水準を定め、都道府県はこれらを踏まえて備蓄する。（厚生労働省）」を受けて記載しています。具体的には、医療措置協定締結医療機関分として、都道府県に備蓄品目・水準が通知されており、保健所設置市には備蓄品目・備蓄水準は示されることは現行では予定されておりません。ただし、保健所職員や応援職員が使用するものは必要かと思しますので、個別に検討をお願いします。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 ②個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。 ↓ ②保健所における感染症対応に必要な個人防護具を備蓄する。
22	P100	物資	素案記載内容 医療機関等から、感染症対策物資の不足に関する相談があった場合、滋賀県に対して対応を要請する。（保健所） 意見 県行動計画においては、「県は、協定締結医療機関等の個人防護具の備蓄状況等を踏まえ、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する医療機関等に対し、県の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行う。また、（省略）」と記載しており、協定締結医療機関等（協定締結医療機関（感染症法第36条の3）・公的医療機関（感染症法第36条の2））に限定しています。また、厚生労働省において協定締結医療機関が医療措置を行うにあたって、個人防護具が不足する際は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）で緊急配布要請を行うこととなっております。（個人防護具のみ）そのため、「協定締結医療機関等から、個人防護具の不足に関する相談があった場合、医療機関等情報支援システムで緊急配布要請を行うよう指導する。」などのように、①感染対策物資のうち「個人防護具」に限定すること、②配布対象は「協定締結医療機関等」のみに限定されること、③「協定締結医療機関等」が自ら要請することがわかるように記載をお願いします。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 3-2. 不足物資の供給等 医療機関等から、感染症対策物資の不足に関する相談があった場合、滋賀県に対して対応を要請する。 ↓ 協定締結医療機関等に対し、個人防護具の不足が生じた際は医療機関等情報支援システム（G-MIS）で緊急配布要請ができることを周知する。

(2) 御意見を踏まえて修正しないこととしたもの

	修正箇所		質問・意見	対応
	頁	項目		
1	P72	医療	素案記載内容 また、緊急性の高い重症者の搬送について、消防局と協定を締結する。 意見 コロナ禍では県の保健所管轄市町の消防と「中等症患者の移送」について事前に取り決めがなかったため、都度、消防と協議する必要が生じました。県行動計画では「また、重症度に応じた役割を分担するほか、県等の移送能力を超える場合を想定し、各保健所は、消防機関との協定を締結する。」と記載しています。 コロナ対応では緊急性の高い重症者の移送（搬送）よりも、中等症患者等の場合で本来は保健所に移送義務があるものの、「移送能力を超える場合」に要請することを県行動計画上で位置付けております。大津市の行動計画においても、重症だけでなく中等症等でも移送能力を超える場合は要請できるよう、行動計画上位置付けておいたほうが良いのではないかと思います。（もっとも、大津市の場合は、保健所と消防局のどちらも同一団体であるため、役割分担で揉めることがない場合は修正の必要性はないと考えます。）	御意見を踏まえ、修正なしとします。

(3) 質問に対して回答したもの

	修正箇所		質問・意見	対応
	頁	項目		
1	P80	検査	【素案記載内容】 国、滋賀県と連携し、本市感染症予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制を速やかに拡大するための体制を整備する。 【意見】 感染症法15条第5項に基づく検査については、県や保健所設置市それぞれに義務が課されており、県においては保健所の検査機能を集約して衛生科学センター（地方衛生研究所等）に集約して実施することを予定しています。 新型インフルエンザ等の発生時の初動期・対応期初期においては、国から提供される検査試薬が、行政機関、医療機関や民間検査機関に順次試薬が配布され、有事の検査体制が整備されていくことがガイドラインに示されております。 医療機関や民間検査機関の検査体制が整備されるまでは、まずは行政機関で検査を実施する必要がありますが、貴市の行動計画において、「滋賀県と連携し、（省略）、有事に検査体制を速やかに拡大するための体制を整備する。」とありますが、どのような連携を想定されているか、御教示いただきますようお願いします。	新型コロナ対応の際のように、衛生科学センターで行われる感染症に係る検査以外の検査（食中毒に係るもの等）を本市が引き受け、衛生科学センターの負担を軽減することで検査体制の充実・強化につなげていくことを想定しています。
2	P96	保健	【素案記載内容】 ①国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、本市感染症予防計画に基づき、滋賀県と連携して衛生科学センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。（保健所） 【意見】 貴市が「滋賀県と連携して衛生科学センターの検査体制を拡充する」とはどのような内容を想定されていますか、具体的にどのような取り組みを想定されているのか御教示ください。	衛生科学センターに関しては、新型コロナ対応の際のように、衛生科学センターで行われる感染症に係る検査以外の検査（食中毒に係るもの等）を本市が引き受け、衛生科学センターの負担を軽減することで検査体制の充実・強化につなげていくことを想定しています。